

収入証紙からキャッシュレス決済へ変わります。

令和6年(2024年)4月1日から、土木・建築等の許認可等における申請手数料の支払方法が、収入証紙による支払いから、原則キャッシュレス決済払いに変更となります。

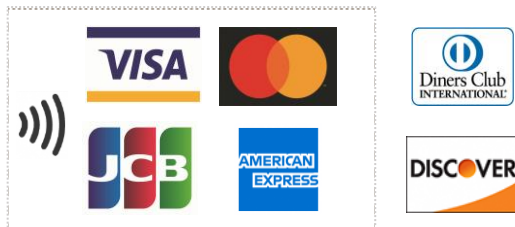
	変更前	変更後
支払方法	収入証紙 ※1	キャッシュレス決済 ※2
支払場所	鎌倉市厚生会 (本庁舎4階)	総務課行政資料コーナー (本庁舎3階)

※1 収入証紙の販売は、令和6年(2024年)3月29日で終了します。既に購入済みの収入証紙は、令和8年(2026年)3月31日まで使用することができます。

※2 納付額が30万円以上の場合や現金での支払いを希望される方は、納付書での支払いとなります。

【 利用できるキャッシュレス決済一覧 】

クレジット



電子マネー



*「PiTaPa」はご利用いただけません。

コード決済



手続きの詳細は、申請等を行う担当課へ問い合わせください。

鎌倉市役所 0467(23)3000

キャッシュレス決済に関する問い合わせ: 行政マネジメント課

収入証紙に関する問い合わせ: 会計課